暖 房 契 約・あ っ た か プ ラ ン

（選 択 約 款）

平成27年11月1日実施

佐 賀 ガ ス 株 式 会 社

目 次

頁

1. 目的 …… 1

2. 選択約款の届出及び変更 …… 1

3. 用語の定義 …… 1

4. 適用条件 …… 2

5. 契約の締結 …… 2

6. 使用量の算定 …… 2

7. 料金 …… 3

8. 単位料金の調整 …… 3

9. 設置確認 …… 4

10. 契約の変更又は解約 …… 4

11. その他 …… 4

付則

1. 実施の期日 …… 5
2. 本選択約款の実施に伴う切り替え措置 …… 5

(別表)

1. 料金及び消費税等相当額の算定方法 …… 6

2. 料金表1(その他の期間) …… 7

3. 料金表2(適用期間) …… 8

1. 目的

この選択約款は、家庭用ガス暖房機器等の普及を通じ、当社の製造供給設備の効率的な使用その他の効率的な事業運営に資することを目的といたします。

2. 選択約款の届出及び変更

(1) この選択約款は、ガス事業法第17条第7項の規定に基づき、九州経済産業局長に届け出たものです。

(2) 当社は、九州経済産業局長に届け出てこの選択約款を変更することがあります。この場合には、ガス料金その他の供給条件は、変更後の選択約款によります。

3. 用語の定義

この選択約款において使用する用語の定義は、次のとおりといたします。

(1)「厨房機器」とは、エネルギー源としてガスを使用する調理用の機器をいいます。

(2)「給湯機器」とは、エネルギー源としてガスを使用し、温水を作る機能を有する燃焼機器をいいます。

(3)「暖房機器」とは、エネルギー源としてガスを使用し、暖房を行う機能を有する燃焼機器若しくは温水機器によって作った温水を利用して暖房を行うシステムのことをいいます。

(4)「床暖房」とは、エネルギー源としてガスを使用し温水を循環させる機能を有する熱源機により、放熱器に温水を供給して床暖房を行うものをいいます。

(5)「専用住宅」とは、居住の目的だけに建てられた住宅で、店舗・作業場・事務所など業務に使用するために設備された部分がない住宅をいい、「併用住宅」とは、店舗・作業場・事務所など業務に使用するために設備された部分と住居の用に供される部分とが結合している住宅をいいます。

(6)「適用期間」とは12月使用分(11月検針日の翌日から12月検針日まで)から4月使用分(3月検針日の翌日から4月検針日まで)までの5か月間をいい、「その他の期間」とは、5月使用分(4月検針日の翌日から5月検針日まで)から11月使用分(10月検針日の翌日から11月検針日まで)までの7か月間をいいます。

(7)「消費税等相当額」とは、消費税法の規定により課される消費税及び地方税法の規定により課される地方消費税に相当する金額をいいます。この場合、その計算の結果、1円未満の端数が生じた場合には、その端数の金額を切り捨てます。

(8)「消費税率」とは、消費税法の規定に基づく税率に地方税法の規定に基づく税率を加えた値をいいます。なお、この選択約款においては8パーセントといたします。

(9)「単位料金」とは、8に定める基準単位料金又は調整単位料金をいいます。

4. 適用条件

この選択約款は、次の ① 又は ② の条件を満たし、お客さまがこの選択約款の適用を希望される場合に適用いたします。

① 家庭用として、専用住宅又は主として住居部分でガスをお使いになる併用住宅で、暖房機器を使用する需要であること。
（併せて給湯機器・厨房機器を使用する場合を含む）

② 家庭用または業務用として床暖房を使用する需要であること。

5. 契約の締結

(1) お客さまは、この選択約款を承諾の上、当社に使用を申し込んでいただきます。

(2) この選択約款に関する契約は、当社が前項の申し込みを承諾した時に成立いたします。

(3) 契約期間は次の期間といたします。

① 新たにガスの使用を開始した場合は、料金の適用開始の日から同日が属する月の翌月を起算月として12か月目の月の定例検針日までといたします。

② 一般ガス供給約款に定める契約（以下「一般契約」といいます。）又は他の選択約款からこの選択約款へ変更した場合には、この選択約款の契約期間は、変更の日の属する月の翌月を起算月として12か月目の月の定例検針日までといたします。なお、変更前の契約の契約期間は、この選択約款への変更の日までといたします。

③ 契約期間満了に先立って解約又は変更の申し込みがない場合は、契約は、契約期間満了日の翌日からその満了日の属する月の翌月を起算月として12か月目の月の定例検針日まで同一条件で継続するものとし、以降も同様といたします。

(4) 当社は、この選択約款及び他の選択約款に基づく契約を契約期間満了前に解約又は一般契約への変更をされたかたが、同一需要場所でこの選択約款の申し込みをされた場合、その適用開始の希望日が過去の契約の解約の日又は一般契約への変更の日から1年に満たない場合には、その申し込みを承諾できないことがあります。ただし、解約又は一般契約への変更が、設備の変更又は建物の改築等のための一時不使用による場合は、この限りではありません。

(5) 当社は、お客さまがこの選択約款の契約期間満了前に他の選択約款への変更を申し込みされた場合には、申し込みを承諾できないことがあります。ただし、他の選択約款への変更が、設備の変更又は建物の改築等のための一時不使用による場合は、この限りではありません。

(6) 当社は、お客さまが当社との他の契約（すでに消滅しているものも含みます。）の料金を、それぞれの約款に規定する支払期限日を経過しても支払われていない場合は、申し込みを承諾できないことがあります。

6. 使用量の算定

当社は、前回の検針日及び今回の検針日におけるガスメーターの読みにより、その料金算定期間の使用量を算定いたします。

7. 料金

(1) 当社は、別表の料金表を適用して料金を算定いたします。

(2) 当社は、料金について、その計算の結果、1円未満の端数が生じた場合は、その端数を切り捨てます。

(3) 料金は、一般ガス供給約款に規定する支払義務発生日の翌日から起算して30日以内に支払っていただきます。

なお、支払義務発生日の翌日から起算して30日目（以下「支払期限日」といいます。）が休日の場合には、その直後の休日でない日を支払期限日といたします。

(4) 料金適用開始日は契約成立後の初回定例検針日の翌日とし、初回定例検針日までの期間については、一般契約の料金表に基づき料金を算定いたします。ただし、当社の他の選択約款に基づく契約の解約と同時にこの選択約款を適用する場合は、当該他の選択約款の料金表に基づき料金を算定いたします。

8. 単位料金の調整

(1) 当社は、毎月、(3)②により算定した平均原料価格が(3)①に定める基準平均原料価格を上回り又は下回る場合は、次の算式により別表の各料金表の各基準単位料金に対応する調整単位料金を算定いたします。この場合、基準単位料金に替えてその調整単位料金を適用して料金を算定し、小数点第3位以下の端数が生じたときは、これを切り捨てます。

なお、調整単位料金の適用基準は別表1(4)のとおりといたします。

① 平均原料価格が基準平均原料価格以上のとき

調整単位料金（1立方メートル当たり）

＝基準単位料金＋0.081円×原料価格変動額／100円×（1＋消費税率）

② 平均原料価格が基準平均原料価格未満のとき

調整単位料金（1立方メートル当たり）

＝基準単位料金－0.081円×原料価格変動額／100円×（1＋消費税率）

(2) (1)の規定にもとづき調整単位料金を算定したときは、基礎となる数値、調整期間等の内容を当社に掲示します。

(3) (1)の基準平均原料価格、平均原料価格及び原料価格変動額は、以下のとおりといたします。

① 基準平均原料価格（トン当たり）

56,330円

② 平均原料価格（トン当たり）

（別表）1の(4)に定められた各3か月間における貿易統計の数量及び価額から算定したトン当たりLNG平均価格（算定結果の10円未満の端数を四捨五入し10円単位といたします。）及びトン当たりLPG平均価格（算定結果の10円未満の端数を四捨五入し10円単位といたします。）をもとに次の算式で算定し、算定結果の10円未満の端数を四捨五入した金額といたします。ただし、その金額が90,130円以上となった場合は、90,130円といたします。

（算 式）

平均原料価格

＝ トン当たりLNG平均価格×0.9423 ＋トン当たりLPG平均価格×0.0634

③ 原料価格変動額

次の算式で算定し、算定結果の100円未満の端数を切り捨てた100円単位の金額といたします。

（算 式）

ア 平均原料価格が基準平均原料価格以上のとき

原料価格変動額＝平均原料価格－基準平均原料価格

イ 平均原料価格が基準平均原料価格未満のとき

原料価格変動額＝基準平均原料価格－平均原料価格

9. 設置確認

（1） 当社は、4に定める適用条件が満たされているかどうかを確認させていただく場合があります。この場合には、正当な事由がない限り、住宅への立ち入りを承諾していただきます。万一、立ち入りを承諾していただけない場合、当社はこの選択約款の申し込みを承諾しない、又はただちにこの選択約款に基づく契約を解約し、解約日以降一般契約を適用することがあります。

（2） 暖房機器を取り外すなど、4に定める適用条件を満たさなくなった場合は、ただちにその旨を当社に連絡していただきます。

なお、適用条件を満たさなくなった場合は、この選択約款に基づく契約を解約したものといたします。

10. 契約の変更又は解約

（1） お客さまのガスの使用状況に変更がある場合、又は2(2)によりこの選択約款が変更された場合は、契約期間中であっても、双方協議してこの契約を変更又は解約することができるものといたします。

（2） 当社に契約違反があった場合、又はお客さまに契約違反があった場合（4の適用条件を満たさなくなった場合を含みます。）には契約期間中であっても、相互に契約を解約できるものといたします。

11. その他

その他の事項については、一般ガス供給約款を適用いたします。

付則

１．実施の期日

本選択約款は、平成２７年１１月１日から実施いたします。

２．本選択約款の実施に伴う切り替え措置

（１）当社は、平成２７年１０月３１日まで暖房契約（以下「旧選択約款」といいます。）の適用があり、平成２７年１１月１日以降本選択約款が適用されるお客さまについて、平成２７年１１月１日が含まれる料金算定期間の料金は、次の算式により算定いたします。

（算　式）

料金＝旧選択約款適用期間の料金＋本選択約款適用期間の料金

旧選択約款適用期間の料金（小数点以下の端数切り捨て）

＝旧選択約款の基本料金×D1／D＋旧選択約款８の規定により平成２７年６月から同８月の平均原料価格に基づき算定した調整単位料金×V1

本選択約款適用期間の料金（小数点以下の端数切り捨て）

＝本選択約款の基本料金×D2／D＋本選択約款８の規定により平成２７年６月から同８月の平均原料価格に基づき算定した調整単位料金×V2

（備　考）　（以下（２）において同じ）

D＝料金算定期間の日数（ただし、一般ガス供給約款に定める２２（４）の規定が適用される場合であって、料金算定期間の日数が３０日以下又は３６日以上の場合は、本項において上記算式のDを３０とする。）

D1＝Dのうち平成２７年１０月３１日までの期間に属する日数

D2＝Dのうち平成２７年１１月１日以降の期間に属する日数

V＝料金算定期間の使用量

V1＝旧選択約款適用期間の使用量

V2＝本選択約款適用期間の使用量

イ　旧選択約款８の規定により平成２７年６月から同８月の平均原料価格に基づき算定した調整単位料金よりも、本選択約款８の規定により平成２７年６月から同８月の平均原料価格に基づき算定した調整単位料金が小さい、又は等しい場合

V1＝V×D1／D（小数点第１位以下の端数切り捨て）

V2＝V－V1

ロ　旧選択約款８の規定により平成２７年６月から同８月の平均原料価格に基づき算定した調整単位料金よりも、本選択約款８の規定により平成２７年６月から同８月の平均原料価格に基づき算定した調整単位料金が大きい場合

V1＝V－V2

V2＝V×D2／D（小数点第１位以下の端数切り捨て）

（２）当社は、（１）の料金の算定にあたって、旧選択約款適用期間の料金、本選択約款適用期間の料金とも、使用量Vが（別表）の適用区分のいずれに該当するかにより判定いたします。

（３）当社は、旧選択約款の契約を締結していたお客さまで、平成２７年１１月１日以降、本選択約款が適用されるお客さまについては、本選択約款においても、旧選択約款に係る契約期間を適用いたします。

（別 表）

1．料金及び消費税等相当額の算定方法

(1) 料金は、基本料金に従量料金を加えたものとします。

(2) 料金表の適用基準は、次のとおりといたします。

① 「料金表1（その他の期間）」は、料金算定期間の末日が5月1日から11月30日に属する料金算定期間の料金の算定に適用いたします。

② 「料金表2（適用期間）」は、料金算定期間の末日が12月1日から4月30日に属する料金算定期間の料金の算定に適用いたします。

(3) 従量料金は、基準単位料金、又は8の規定により調整単位料金を算定した場合は、その調整単位料金に使用量を乗じて算定いたします。

(4) 調整単位料金の適用基準は次のとおりといたします。

① 料金算定期間の末日が１月１日から１月３１日に属する料金算定期間の料金の算定にあたっては、前年８月から１０月までの平均原料価格に基づき算定した調整単位料金を適用いたします。

② 料金算定期間の末日が２月１日から２月２８日（うるう年は２月２９日）に属する料金算定期間の料金の算定にあたっては、前年９月から１１月までの平均原料価格に基づき算定した調整単位料金を適用いたします。

③ 料金算定期間の末日が３月１日から３月３１日に属する料金算定期間の料金の算定にあたっては、前年１０月から１２月までの平均原料価格に基づき算定した調整単位料金を適用いたします。

④ 料金算定期間の末日が4月1日から4月30日に属する料金算定期間の料金の算定にあたっては、前年11月から当年1月までの平均原料価格に基づき算定した調整単位料金を適用いたします。

⑤ 料金算定期間の末日が５月１日から５月３１日に属する料金算定期間の料金の算定にあたっては、前年１２月から当年２月までの平均原料価格に基づき算定した調整単位料金を適用いたします。

⑥ 料金算定期間の末日が６月１日から６月３０日に属する料金算定期間の料金の算定にあたっては、当年１月から３月までの平均原料価格に基づき算定した調整単位料金を適用いたします。

⑦ 料金算定期間の末日が７月１日から７月３１日に属する料金算定期間の料金の算定にあたっては、当年２月から４月までの平均原料価格に基づき算定した調整単位料金を適用いたします。

⑧ 料金算定期間の末日が8月1日から8月31日に属する料金算定期間の料金の算定にあたっては、当年3月から5月までの平均原料価格に基づき算定した調整単位料金を適用いたします。

⑨ 料金算定期間の末日が９月１日から９月３０日に属する料金算定期間の料金の算定にあたっては、当年４月から６月までの平均原料価格に基づき算定した調整単位料金を適用いたします。

⑩ 料金算定期間の末日が１０月１日から１０月３１日に属する料金算定期間の料金の算定にあたっては、当年５月から７月までの平均原料価格に基づき算定した調整単位料金を適用いたします。

⑪ 料金算定期間の末日が１１月１日から１１月３０日に属する料金算定期間の料金の算定にあたっては、当年６月から８月までの平均原料価格に基づき算定した調整単位料金を適用いたします。

⑫　料金算定期間の末日が１２月１日から１２月３１日に属する料金算定期間の料金の算定にあたっては、当年７月から９月までの平均原料価格に基づき算定した調整単位料金を適用いたします。

(5) 料金に含まれる消費税等相当額は次の算式により算定いたします。(小数点以下の端数切り捨て)

料金に含まれる消費税等相当額＝料金×消費税率÷(1＋消費税率)

2. 料金表1(その他の期間)

(1) 適用区分

料金表A 使用量が0立方メートルから25立方メートルまでの場合に適用いたします。

料金表B 使用量が25立方メートルを超え、208立方メートルまでの場合に適用いたします。

料金表C 使用量が208立方メートルを超える場合に適用いたします。

(2) 料金表A (消費税等相当額を含みます)

① 基本料金

1か月及びガスメーター1個につき	896．40円

② 基準単位料金

1立方メートルにつき	226．08円

③ 調整単位料金

②の基準単位料金をもとに、8の規定により算定した1立方メートル当たりの単位料金といたします。

(3) 料金表B (消費税等相当額を含みます)

① 基本料金

1か月及びガスメーター1個につき	1，339.20円

② 基準単位料金

1立方メートルにつき	208．37円

③ 調整単位料金

②の基準単位料金をもとに、8の規定により算定した1立方メートル当たりの単位料金といたします。

(4) 料金表C （消費税等相当額を含みます）

① 基本料金

1か月及びガスメーター1個につき	4，908.60円

② 基準単位料金

1立方メートルにつき	191．21円

③ 調整単位料金

②の基準単位料金をもとに、8の規定により算定した1立方メートル当たりの単位料金といたします。

3．料金表2（適用期間）

（1） 適用区分

料金表A 使用量が0立方メートルから25立方メートルまでの場合に適用いたします。

料金表B 使用量が25立方メートルを超え、52立方メートルまでの場合に適用いたします。

料金表C 使用量が52立方メートルを超え、77立方メートルまでの場合に適用いたします。

料金表D 使用量が77立方メートルを超え、103立方メートルまでの場合に適用いたします。

料金表E 使用量が103立方メートルを超える場合に適用いたします。

(2) 料金表A （消費税等相当額を含みます）

① 基本料金

1か月及びガスメーター1個につき	896．40円

② 基準単位料金

1 立方メートルにつき	224．81円

③ 調整単位料金

②の基準単位料金をもとに、8の規定により算定した1立方メートル当たりの単位料金といたします。

(3) 料金表B （消費税等相当額を含みます）

① 基本料金

1 か月及びガスメーター1 個につき	1，987.20円

② 基準単位料金

1 立方メートルにつき	181. 17円

③ 調整単位料金

②の基準単位料金をもとに、8の規定により算定した1立方メートル当たりの単位料金といたします。

(4) 料金表C （消費税等相当額を含みます）

① 基本料金

1 か月及びガスメーター1 個につき	3, 499.20円

② 基準単位料金

1 立方メートルにつき	152. 07円

③ 調整単位料金

②の基準単位料金をもとに、8の規定により算定した1立方メートル当たりの単位料金といたします。

(5) 料金表D （消費税等相当額を含みます）

① 基本料金

1 か月及びガスメーター1 個につき	4, 600.80円

② 基準単位料金

1 立方メートルにつき	137. 76円

③ 調整単位料金

②の基準単位料金をもとに、8の規定により算定した1立方メートル当たりの単位料金といたします。

(6) 料金表E（消費税等相当額を含みます）

① 基本料金

1か月及びガスメーター1個につき	5, 680.80円

② 基準単位料金

1立方メートルにつき	127．27円

③ 調整単位料金

②の基準単位料金をもとに、8の規定により算定した1立方メートル当たりの単位料金といたします。